令和８年度　江東区立第二大島小学校

いじめ防止基本方針

令和８年４月１日
江東区立第二大島小学校
校長　　佐香　哲哉

いじめ防止対策推進法第１３条及び東京都並びに江東区のいじめ防止対策基本方針を受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１　いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である。また、いじめ防止対策推進法第４条には、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

このようないじめに対する認識をすべての教職員が共有するとともに、「いじめは、どの学校･学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止対策推進法第８条に基づき、いじめの未然防止・早期発見･早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第８条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２　いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹教諭・生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で組織した「第二大島小学校いじめ対策委員会」を設置する。同委員会は、定期的に開催（年３回程度）し、本方針に基づく具体的な取組について検討するとともに、取組の進捗状況の確認・検証等を定期的に行う。

なお、いじめ等が発生した場合は臨時に開催し、早期解決に向け、その対応にあたる。

【第二大島小学校いじめ防止対策校内委員会　委員名簿（令和８年度）】

役　職	職名等	氏　　名
相談役	校　長	
相談役	副校長	
委員長	生活指導主任（主幹教諭）	
副委員長	教務主任（主幹教諭）	
委　員	保健主任（養護教諭）	
	学年主任	
	スクールカウンセラー	
保護者代表／本校ＰＴＡ会長		
地域代表／学校評議員		
関係児童の担任等		
その他関係機関		
＊いじめ等の発生に伴い、臨時に開催する場合は、関係児童の担任や専科教員の他、必要に応じて、関係機関等に出席を依頼することもある。		

【第二大島小学校いじめ防止対策校内委員会（定期）　開催予定】

回	日　程	内　　容
１	令和 ８ 年　６月下旬	○本方針の概要・趣旨説明 ○具体的な取組と今後の予定 ◯アンケート（第１回）結果の確認等
２	令和 ８ 年１１月下旬	○アンケートの結果を受けて ○各学年・学級の取組について、等
３	令和 ９ 年　２月中旬	○取組の成果と課題 ○次年度に向けて、等

３　いじめの未然防止に向けた取組

（１）わかる授業の創造

　課題の解決に向け、児童が自ら考え、主体的に学習に取り組み、「できた！」「わかった！」と児童が実感できる授業づくりに努める。

《具体的な取組内容》
〇タブレット・電子黒板・書画カメラ・デジタル教科書等のＩＣＴ機器の効果的な活用
〇ペアや小グループでの活動等を取り入れた授業づくり（学び合いの重視）
〇算数における習熟度別指導等の個に応じた指導の充実
〇外部講師や地域の教育力を生かした授業づくり
〇非常勤講師の効果的な活用、等

（２）道徳教育の充実

　道徳授業の一層の充実を図り、思いやりの心や社会性・協調性・規範意識を児童に育むとともに、教員一人一人の「いじめは絶対に許さない」という強い信念の下、教育活動全体を通して粘り強く指導する。

《具体的な取組内容》
〇年間指導計画に基づいた道徳授業の実施
〇児童の実態やねらいに即した副読本・資料等の選定
〇道徳授業地区公開講座における意見交換会の工夫
〇学校公開における道徳授業の積極的な公開及び全校道徳の実施、等

（３）自尊感情の醸成

　児童一人一人を大切にした教育に努め、自他のよさを認めたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を通して、児童に自己肯定感や自己有用感を育む。

《具体的な取組内容》
〇学校行事の成功に向けた意図的・計画的な指導
〇児童一人一人を認め励ます指導
〇他者とのかかわりを重視した活動や体験的な活動の充実
〇信頼に基づく人間関係づくり（学級経営の充実）、等

（４）インターネットを介したいじめへの対策

　インターネットや携帯端末の利用状況等児童の実態把握に努めるとともに、情報モラル教育を適切に実施したり、保護者・関係機関と連携したりするなど未然防止に努める。

《具体的な取組内容》
〇ネット上のいじめをテーマとしたセーフティ教室の実施
〇情報モラルに関する授業の実施
〇実態把握のためのアンケート調査の実施
〇保護者会での情報共有と保護者への啓発、等

４　いじめの早期発見のための取組

（１）きめ細かな児童理解

日頃から児童一人一人に目を向け、少しの変化も見逃すことないよう児童理解に努めるとともに、問題行動や児童間のトラブル等には、当該児童に寄り添い、丁寧に対応する。

《具体的な取組内容》
〇「ふれあいアンケート」及び「学校生活アンケート」の実施（年間計４回）
〇アンケートに基づく担任による個別面談の実施
〇スクールカウンセラーによる行動観察と担任へのフィードバック
〇教員を対象としたいじめ防止研修の実施、等

（２）教育相談体制の整備

不安なことや悩みごとなど、児童が担任に何でも話せる関係を築き、いじめ等の早期発見に努める。また、担任だけでなく、すべての教職員と同様の関係を築き、全職員で児童を見守っていく。

《具体的な取組内容》
〇児童と教職員が放課後に交流する「ふれあいの日」の実施
〇全校朝会での校長講話（「いじめられたら」「いじめを見たら」すぐに相談）
〇スクールカウンセラー・養護教諭による面談の実施、等

（３）保護者との連携

個人面談・保護者会等の機会を捉えて、いじめの早期発見について啓発する。また、気になることは、気軽に担任（学校）に相談するよう依頼し、学校と保護者の連携の大切さを伝えていく。

《具体的な取組内容》
〇連絡帳・電話による情報共有と事実の確認
〇「いじめチェックシート」の活用
〇保護者を対象としたアンケートの実施
〇保護者会での情報交換、等

５　いじめに対する早期対応

（１）教職員は、児童及び保護者等からいじめに関する相談を受けた場合、または、いじめを発見した場合（いじめが疑われる場合を含む）は、速やかに管理職に報告するとともに、関係児童や保護者等から事情を聞き取り、事実の確認を行う等必要な措置を講じる。

（２）報告された事案を十分に精査した結果、組織的な対応が必要であると校長が判断した場合は、「第二大島小学校いじめ防止対策校内委員会」を臨時に開催し、情報を共有するとともに、適切な措置及び対応について協議する。

（３）いじめの事実が確認された場合は、「第二大島小学校いじめ防止対策校内委員会」が中心となり、いじめを受けた児童及びその保護者に十分に寄り添った支援を行う。また、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言等を継続して行う。
（４）校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童に対し、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等の措置を講じる。
（５）いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われる事案であると校長が判断した場合は、警察と連携して対処する。また、児童の生命・身体、または、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

６　重大事態への対応

（１）重大事態の定義

○　いじめにより、児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じる疑いがある認められるとき。
○　いじめにより、児童が相当の期間（年間３０日を目安とする）、学校を欠席せざるをえない状況になったとき。
○　その他、いじめを受けた児童及びその保護者等から、重大事態に至ったという申し出があったとき。

（２）重大事態への対応

○　校長は、重大事態が発生した場合、教育委員会に報告するとともに、学校の下に、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。
○　いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切に情報を提供する。
○　調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

７　体罰ゼロを目指して

（１）二大小体罰・暴言等防止スローガン

「子どもの心に響く指導を！」

STOP 体罰　NO 暴言

（２）安心･安全な環境

教職員がゆとりある対応を心がけ、保護者・地域との連携を通して、子どもたちの思いやり・笑顔あふれる学校生活を支えていく。